

## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制の整備

#### (1) 坂出市環境審議会

環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・検討をするための機関であり、学識経験者・市議会議員・民間団体等の構成員・関係行政機関の職員で組織されます。本市は審議会に対して、本計画の変更や推進に関する報告を必要に応じて行うとともに、審議会からの意見等を受けてその反映に努めていきます。

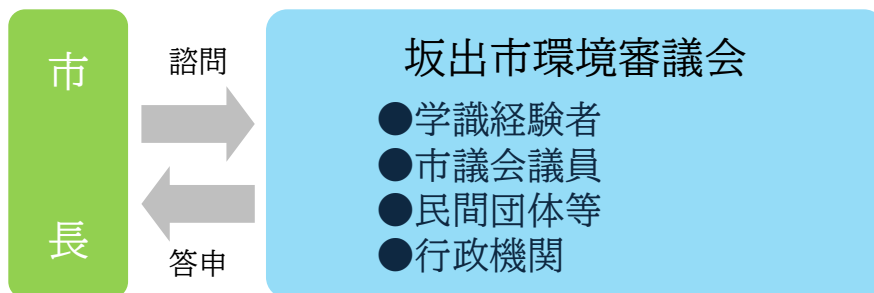


図 6-1 坂出市環境審議会

#### (2) 市民・事業者との連携・協力体制

本計画は、市民・事業者の連携・協力を図り実効性の伴う計画としていきます。そのために、本市では次のような点で市民・事業者とのパートナーシップづくりを図っていきます。

##### ① 市民・事業者との意見交換の場づくり

本計画は、定期的に点検・評価を行うなど必要に応じて適宜見直し作業を行っていきます。その際、より多く地域住民の意見を反映させるため、本市では市民・事業者との意見交換の場を設け、広く意見を求めていきます。

##### ② 環境保全に係る支援体制の強化

リサイクル運動や地域の資源ごみ回収活動等を行っている市民団体および環境保全活動を行っている各種団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを推進することで、環境に配慮したまちづくりへの自発的な取組が今後一層活性化されるように努めていきます。

##### ③ 環境情報システムの整備と活用

環境保全に関する各種情報の整備を図り、市ホームページや広報誌などに情報を提供します。

## 2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要となります。本計画では、環境マネジメントシステムで採用されている『PDCAサイクル』(Plan→Do→Check→Action)の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に点検・評価し、進行管理を推進していきます。

### (1) 進行管理体制

---

本計画の進行管理は、「事務局」が中心となり進めていきます。

事務局は、庁内関係各部署へ、施策の実施状況などについて確認し、課題についての検討を行います。

### (2) 点検・評価の公表

---

事務局は、各種施策の進捗状況等の結果について、市民や事業者に対して広く公表します。

### (3) 計画の見直し

---

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、概ね5年ごとに見直しを行いますが、計画の進捗状況や社会情勢、市民ニーズ等に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。